

産業財産権の取得支援事業 補助金案内		R3.4.1
概要	練馬区内（以下「区内」という。）の中小企業者等が、新たに産業財産権を取得する際の費用の一部を補助します。 <u>産業財産権に係る出願後、1年以内にご申請ください。</u>	
補助対象者	以下の条件をすべて満たす中小企業基本法に定める中小企業者および税法上の収益事業を営む個人、団体等 ・区内に本店を登記する法人または区内に主たる事業所を置く個人事業主 ・区内で引き続き1年以上事業を営んでいること ・風営法により規制される業種およびこれに類似する業種または消費者に著しく不利益を与える業務を行っていないこと ・法人は法人住民税を滞納していないこと、個人事業主は住民税を滞納していないことまたは非課税であること	
補助対象事業	国内における特許権・実用新案権・意匠権・商標権の新規取得に係る事業	
補助対象経費	補助対象事業に要する経費のうち、以下に掲げるもの ・出願料および出願審査請求料または技術評価請求料 ・特許料または登録料 ・弁理士または弁護士に対する報酬	
補助金額	補助対象経費の2分の1以内で上限10万円 ※補助計画件数：8件（予定）	
必要書類	※ 証明書原本等が必要な場合は、原本に写しを添えて提出してください。窓口で照合後、原本還付します。 ・補助金交付申請書（第1号様式） ・事業実績書（第1号様式 別紙） ・出願書類の写しおよび出願を受理したことが確認できる書類 ・補助対象経費の支払を確認できる書類 ・申請時に産業財産権を取得している場合は、取得したことが確認できる書類 ・法人は法人住民税の、個人事業主は住民税の領収書・納税証明書等 ・法人は登記簿謄本または登記事項証明書、個人事業主は開業届の写しまたは税務署の収受印のある確定申告書の写し ・会社概要または事業内容の概要がわかる書類 ・税務署の収受印のある収益事業開始届出書または法人設立届出書の写し（特定非営利活動法人および一般社団法人等の場合）	
利用の流れ	① 申請者 特許庁への産業財産権に係る出願後1年以内に、必要書類を揃え、補助金交付申請をします。 ② ネリサポ 要件を満たす方には、補助金交付額を決定し、「補助金交付決定通知書」および補助金を請求するための書類を送付します。 ③ 申請者 補助金を請求します。 ④ ネリサポ 補助金の請求を受け、交付します。	
お申し込み問合せ	練馬ビジネスサポートセンター 電話：03-6757-2020 FAX：03-6757-1014 ホームページ：http://www.nerima-idc.or.jp/bsc/	